

新しい住居の表示制度

●住居表示についてのお問い合わせは

観音寺市役所 市民部 市民課 市民係 TEL 0875-23-3924 (内線 298)

わかりにくい住所

現在、私達の住所は、観音寺市観音寺町甲〇〇番地という「番地制度」で表しています。

今まで住所を表すには、慣例として地番が「番地」という呼び方で用いられてきました。「地番」はもともと不動産登記上、土地の所在を表すために生まれた財産番号ですが、順序よくは並んでいないため、番地が飛んでいたり、一つの地番にたくさんの枝番があるなど、よほど土地の様子を知っている人でも、番地から家を探すことは難しく、そのため行政区名が使われるなど日常生活に不便をきたしています。

新しい住居の表示

そこで、今までの番地とはべつに、建物に整然とした番号を付けて住所を表し、混乱の解消をめざして、日常生活にあった合理的で、わかりやすい住居表示制度が生まれたわけです。

住居表示が実施されると、街に暮らしやすさが広がります

1. 緊急の際、医療・消防や警察の現場確認が容易になります。
2. 郵便や、配達物などがスムーズに届きます。
3. 初めて訪れる町でも目的の場所がすぐわかります。
4. 行政事務が効率化され、市民サービスが向上します。

住居表示事業の進め方

1. 町の境界をわかりやすく適正な大きさに

町の境界を、道路、河川、鉄道、その他恒久的な施設などで区切り、一つの町の大きさは、その地域の状況、家屋の密集度、将来性などを考えて、標準面積を33,000㎡~132,000㎡の広さにします。

2. 町名をわかりやすく

町名は、歴史上由緒あるもの、親しみ易いもの、語調の良いものを選び、常用漢字を用いるなど、なるべく簡易な町名をつけます。

また町名として丁目をつけるときは4~5丁目程度とします。

Q 自治会はどのようになりますか。

A 自治会と、住居表示による新しい町区域とは別のものです。自治会組織は現在のままです。

Q 新しい住所はいつ頃知らせてくれるのですか。

A 実施日の約1ヶ月前までには「通知書」でお知らせします。

Q 実施によって本籍も変わるのですか。

A 本籍は地番をもとに表しますので、町名のみの変更となります。転籍届により、本籍を住居表示の街区符号を使って表すこともできます。

Q 現在、空地とか畑になっている所の住居番号はどうなりますか。

A 現在、空地や畑になっている所についても一定の基準によって基礎番号はつけられていますが、建物がないため、住居番号は欠番となります。将来こうした所に建物ができた場合には、基礎番号が住居番号として付定されます。

Q 旧住所で来た郵便物はいつまで配達してもらえますか。

A 郵便局では当分の間は新住所に読みかえて配達します。実施以降はできるだけ早く「住居番号変更通知はがき」などで友人、知人、仕事の得意先などにお知らせしてください。

実施後の手続きは……………

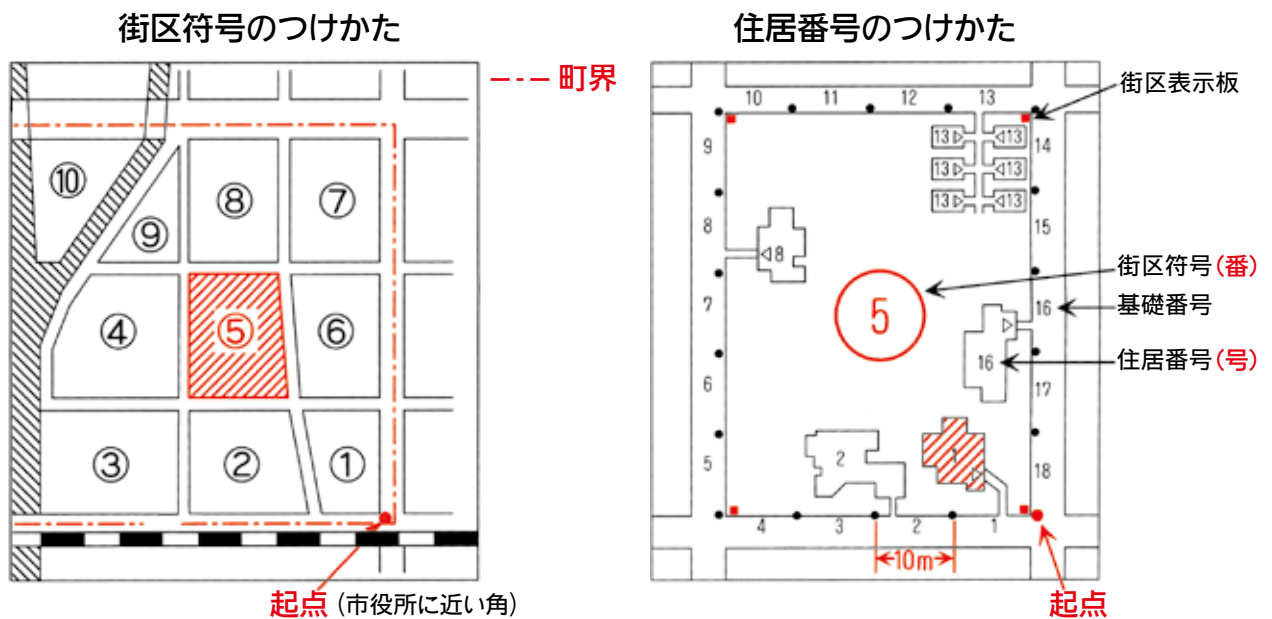
市役所が手続きを行うもの

公簿名	訂正欄	説明
住民基本台帳 印鑑登録原票 外国人登録原票 選挙人名簿 学令簿など	住所欄	市役所において、新しい住所に書きかえます。
戸籍簿	本籍欄	町名が変わったときは、市役所において新しい本籍に書きかえます。
不動産登記簿	所在欄	町名変更は法務局が行います。(町名のみ変更し、番地はそのままです。)

3. 変更後の住居の表示は

街区符号とは下左の図のように、新しく区画された町の中で、道路や水路などを境にして区切った区画（「**街区**」といいます）に、市役所に近い街区を起点にして順序よく番号をつけたものをいい、「**番**」で表します。街区の大きさは約5,000㎡にします。

住居番号とは下右の図のように、一つの街区の周りを市役所に近い角を起点として、右回りに10mごとの間隔で順序よくつけた番号（「**基礎番号**」といいます）のうち、住居の主な出入口に接する基礎番号を、その住居の番号としたものをいい、「**号**」で表します。



○○町(△丁目)
 (新町名)

5番
 (街区符号)

1号
 (住居番号)

4. 住所・本籍の表しかた

住所	実施前	観音寺市観音寺町甲1000番地1
	実施後	観音寺市○○町一丁目1番1号
本籍	実施前	観音寺市観音寺町甲1000番地1
	実施後	観音寺市○○町一丁目甲1000番地1



住居番号表示板
門柱・玄関等の見やすい場所につけます。

街区表示板
各街区の角につけます。

あなた自身で変更手続きをしていただくもの（実施以後）

(こういうことは)	(だ れ が)	(ど こ へ)	(いつまでに)	(なにを持って)
事 項	該 当 者	申 請 ・ 届 出 先	手 続 き の 期 限	提 出 書 類 等
土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で土地・建物を所有している方	土地・建物等の所在地を管轄する法務局（登録税 免税）	期限はありませんので必要なときに申請してください。	申請書及び証明書・印鑑を持参してください。
抵当権者などの権利者の住所変更登記	土地・建物登記簿に抵当権・地上権・貸借権・仮登記などの権利者として登記をしている方			
会社などの法人の本店・支店及び代表者等の住所変更登記	住居表示が実施された結果、それらに変更を生じた法人の代表者	本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店・代表者は2週間以内・支店は3週間以内に申請してください。	
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	住所地进行を管轄する警察署	すみやかに変更の手続きをしてください。また更新時でもよい。	運転免許証・通知書または証明書。
国民・厚生年金を受給されている人の住所変更	年 金 受 給 者	日 本 年 金 機 構 各 共 済 組 合 等	すみやかに変更の手続きをしてください。	所定の届出書（ハガキ等）住所変更届を出してください。
自動車車輛検査証	自動車をお持ちの方	所轄の陸運事務所	必要が生じたとき	申請書及び証明書・印鑑を持参してください。
漁 船 原 簿	漁船をお持ちの方	香 川 県 水 産 課	住所変更の必要が生じたときに申請してください。	

※各種許認可証及び登録証で住所変更に関し、届出義務のあるものについては、関係官庁へ必ず手続きをされるようお願いいたします。又、勤務先・取引銀行・保険会社等住所を届けている所へはそれぞれ手続きをしてください。NTT・電力会社・ガス会社等へも連絡をしておくが確実です。

証明書の発行について

住居表示により、住所や本籍が変更になると**実施日以降に通知書を郵送**します。住所変更等の手続きにお使いいただけます。また紛失された方は、随時、住居表示証明書を**無料**で交付しますので、ご面倒ですが、印鑑を持参のうえ市民課まで申し出てください。

建物等を新築・改築したとき

住居表示実施の後に建物を新築、改築して出入口が変わった時、取り壊しをした時は、ただちに届出をしてください。

調査員にご協力をお願いします

あらかじめ、お宅の住所、世帯主、氏名、及び建物の位置などを確かめるため係員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。